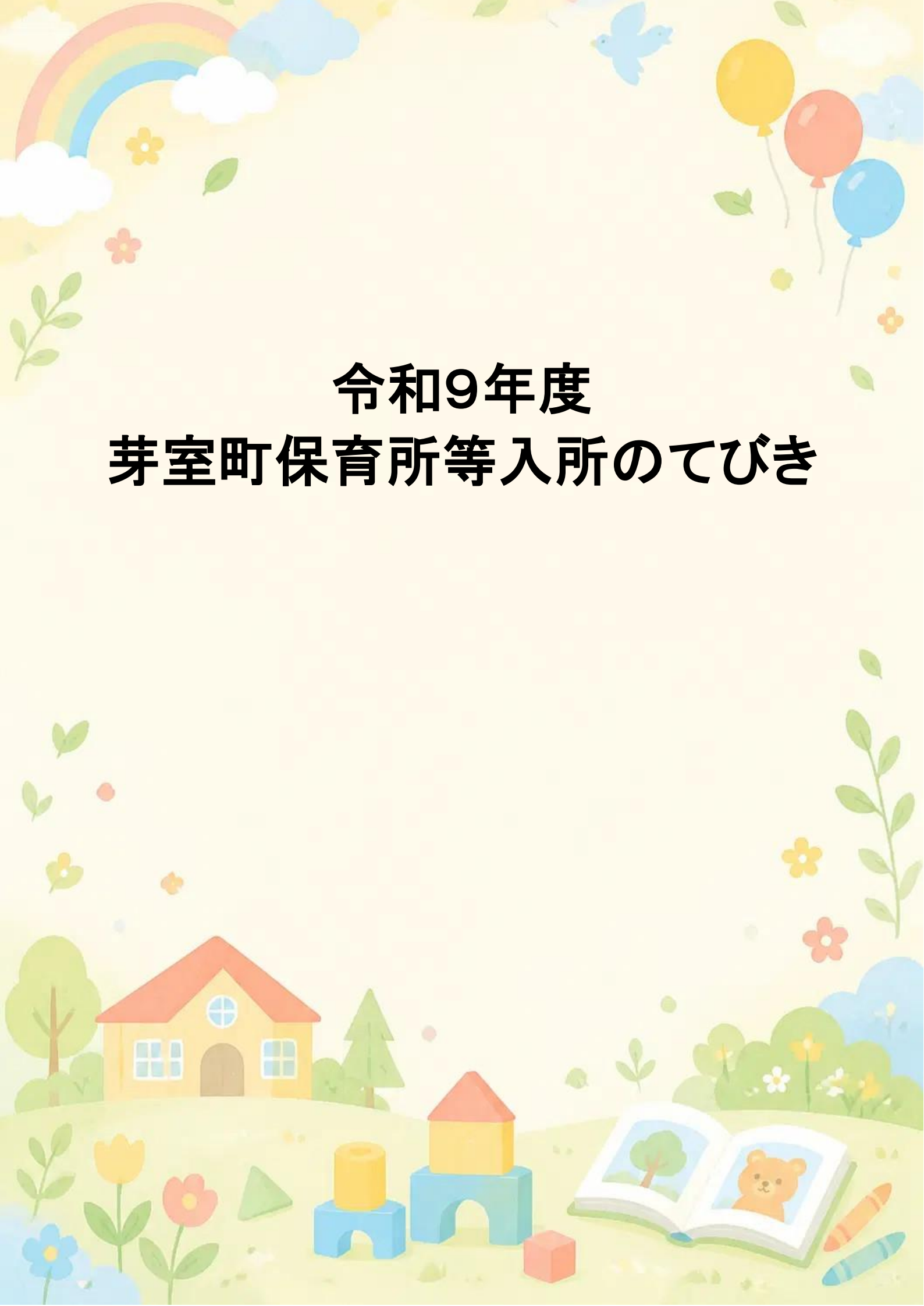




令和9年度 芽室町保育所等入所のでびき

はじめに(手引きの使い方)

この手引きは、芽室町の保育施設へ入所を希望される保護者の皆さまに向けて、お申し込みに必要な情報をまとめたものです。

芽室町では、お子さまを安心して預けられる環境づくりに力を入れており、平成 30 年度から現在まで待機児童は発生しておりません(希望する特定の園が空くのを待つ「私的待機」を除きます)。

お申し込みにあたっては、まずはじめに「3つの締切」と「申込から入所までの5ステップ」を必ずご確認ください。

目次

- 3つの申込締切 … P3
- 申込から入所までの5ステップ … P3
- 第1章:申込できる方 … P4
- 第2章:認定区分と保育時間 … P5
- 第3章:申込方法 … P5
- 第4章:必要な書類 チェックリスト… P6, P7
- 第5章:面談とならし保育 … P7
- 第6章:保育料はいくら? … P8
- 第7章:保育施設を選ぶ … P9
- 第8章:よくある質問(Q & A) …P10
- 第9章:困ったときの相談窓口 …P10

3つの申込締切(一番大切なお知らせです！)

お申し込みには大きく分けて3つのスケジュールがあります。ご自身の希望に合わせて、期限に遅れないようご注意ください。

【重要】国のシステムが改修されることに伴い、令和9年度入所の一斉募集ではオンライン申請のご利用はできません。窓口または郵送による手続きをお願いいたします。

1. 第1次募集(第1次選考)

令和9年度の4月以降の入所を希望される方向けの最初の受付です。

- 受付期間: 令和8年 10 月 1 日(木) ~ 令和8年 10 月 30 日(金) 17 時 30 分 必着

2. 第2次募集(第2次選考)

第1次募集に間に合わなかった方、もしくは第1次募集の条件を満たせなかった向けの申請です。

- 受付期間: 令和8年 11 月 2 日(月) ~ 令和8年 11 月 30 日(月) 17 時 30 分 必着

3. 年度途中の入所(随時申込)

第1次募集及び第2次募集にお申し込みをしていない方で、令和9年度の入所を希望される場合の申し込みです。

- 受付期間: 令和8年 12 月 1 日 ~ 随時受付

4. ご注意ください！

- **ご案内の優先順位について**
第2次選考は、第1次選考よりも優先順位が下がります。原則として、第1次選考が終わった後に空きがある施設へご案内することになります。
- **「求職活動」でのお申し込みについて**
第1次選考の期間中にお申し込みいただいた場合でも、保育の必要性事由が「求職活動」に該当する方は、自動的に第2次選考の対象となりますのでご了承ください。
- **これから生まれるお子さまのお申し込みについて(出生前申込)**
まだお生まれになっていないお子さまのお申し込みをする場合、令和9年9月までに入所することを条件とし第1次選考の対象となります。令和9年 10 月以降に入所される方は第2次選考の対象です。
- **ならし保育を考慮しての早期入所について**
育児休業中の方は復帰を考慮し、ならし保育を復職前に始めることができます。(詳細は第5章参照)

申込みから入所までの 5 ステップ

- ステップ1: 申し込む(窓口・郵送)
- ステップ2: 町が選考する(お申し込みが定員を超えた場合は選考要項に基づき優先順位を決定します)
- ステップ3: 結果が届く(12 月下旬 ~ 1 月上旬)
- ステップ4: 施設と面談する(入所する施設からご案内があります)
- ステップ5: 入所(入所から原則2週間程度は「ならし保育」を行います)

第 1 章:申込できる方

保育施設へお申し込みいただけるのは、入所時点で芽室町内に住民登録があり、保護者の皆さまが「保育の必要性事由」のいずれかに当てはまる方です。

以下の表から、ご自身がどの事由にあてはまるかをご確認ください。

保育の必要性事由	条件等詳細
就労	1か月に 48 時間以上働いている方
妊娠・出産	妊娠中、出産後間がない方（出生予定の前後2か月ずつ利用可能）
疾病	保護者が疾病であること
障がい	保護者の身体や精神に障がいがあること
介護・看護	同居している親族を常に介護・看護していること
災害復旧	診断を受け、復旧に当てる必要があること
求職活動	お仕事を探している期間（90 日間）
就学	保護者が学校や職業訓練校などに通う方
虐待・DV	児童虐待、DV のおそれがある方

※育児休業を事由に新規入所はできません。

※求職活動を事由に入所する場合、入所期間は 90 日間です（90 日目が属する月末まで）。90 日経過前に就労証明書の提出がない場合は退所となります。

第2章:認定区分と保育時間

お子さまの年齢や保護者の皆さまの働き方によって、認定の区分や施設をご利用いただける時間が変わります。

認定区分について

- **2号認定**: 満3歳以上のお子さまで、保育が必要な場合
- **3号認定**: 満3歳未満のお子さまで、保育が必要な場合

保育時間について

ご提出いただいた就労証明書などをもとに、1日に利用できる保育時間を決定します。

- **保育標準時間** … 7時 30 分～18 時 30 分の 11 時間
保護者の就労時間が 1 か月に 120 時間以上の場合
- **保育短時間** … 7時 30 分～18 時 30 分の間で保護者が申請した8時間(15 分単位)
保護者の就労時間が1か月に 48 時間以上 120 時間未満の場合
※保護者の就労時間が 1 か月に 120 時間以上の場合は短時間も選択いただけます。

その他

- 上記の時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料が発生します。
- 土曜日に自宅での保育が困難な場合は土曜保育も利用できます。

第3章:申込方法

お申し込み方法は、「窓口へ持参」「郵送」の2つから、ご都合に合わせてお選びいただけます。必要な書類は第4章をご参照ください。

- **申請書類の入手方法について**
窓口や郵送でのお申し込みをご希望の場合、必要な申請書類は芽室町役場の窓口でお受け取りいただけるほか、町のホームページからダウンロードしてご自身で印刷することも可能です。
- **オンライン申請について**
国の申請システム改修に伴い、令和9年度入所の一斉募集ではオンライン申請をご利用いただけません。

第4章:必要な書類チェックボックス

お申し込みの際に必要な書類をご案内します。ご家庭の状況に応じて必要な書類をすべてそろえてからご提出ください。

① 全員に必要な書類

☐ 教育・保育給付認定申請書

お申し込みのお子さま1人につき1枚必要です。(※ごきょうだいで一緒にお申し込みされる場合も、必ず「1人につき1枚」作成してください)

② 保護者の「保育の必要性事由」の確認に必要な書類

保護者の事由に応じた書類が必要です。

保育の必要性事由	提出書類
就労	☐ 就労証明書(提出日から3か月以内に発行されたもの)
妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の写し(保護者氏名の記載があるページ、分娩予定日が記載されているページ)
疾病	☐ 医師の診断書の写し(療養期間の記載があるもの)
障がい	☐ 障害者手帳の写し(手帳名、手帳番号、等級、住所、有効期間が記載されているページ)
介護・看護	☐ 「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写しまたは「介護・看護が必要とわかる医師の診断書」など
災害復旧	☐ 災害に遭ったことを証明する罹災証明書など
求職活動	☐ 「ハローワーク受付票」または「求人サイトの登録画面」など
就学	☐ 「在学証明書」や「学生証」の写し
虐待・DV	☐ 公的機関から発行された証明書の写し(児童虐待やDVなどに関し、警察署や市区町村が発行する書類)

③ 該当する方のみ必要な書類

- 所得課税証明書

入所希望日時点で芽室町に住民登録をしたことがない保護者がいる場合にご用意ください。
※入所希望日が8月までの場合は前年と前々年分、9月以降の場合は前年分が必要です。

- 障がい者手帳などの写し

世帯に在宅の障がい児・者がいらっしゃる場合、保育料の減免対象となることがあります。（※事由確認用の書類とは別にご注意ください）

【重要】ご注意ください!よくある書類不備

スムーズに手続きを進めるため、以下の3点に特にご注意ください。

1. 就労証明書の日付が「3か月より前」になっている

就労証明書は、発行日から「3か月以内」のものが有効です。日付が古すぎないかご確認ください。

2. 育児休業明けのお申し込みなのに「育児休業欄」が空欄になっている

育児休業から復帰される方は、就労証明書の育児休業の期間がしっかり記入されているかご確認ください。

第5章:面談とならし保育

入所が決まったあとの、施設との面談やならし保育についてのご案内です。

施設との面談について

- 4月入所の場合: 1～3月にかけて、各施設にて面談を実施します(日程は施設からご案内があります)。
- 年度途中入所の場合: 入所希望月の約1か月前に面談を実施します(日程は施設からご案内があります)。

ならし保育のしくみと注意点

お子さまが無理なく新しい環境に慣れることができるよう、少しずつ保育時間を延ばしていく「ならし保育」を行います。

- 期間は原則「2週間程度」です。(目安として、1週目は 12 時頃まで、2週目は 15 時頃までのお預かりとなります)
- ならし保育の期間中も、通常の保育料が発生しますのでご了承ください。
- 育児休業中の方は、お仕事への復帰を考慮し、復職日の最長 1 か月前からの入所を認めています。
- 令和9年 4 月 1 日から入所の場合、4 月上旬の期間がならし保育となります。令和9年3月から慣らし保育を行うことはできません。
- 令和 10 年4月から入所を希望する方で令和 10 年3月からならし保育を希望する場合は、令和9年度入所の一斉募集(3つの申込締切)でお申し込みください。

第6章:保育料はいくら?

3歳以上(4月1日時点)のお子さんは「全員無料」です

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上のお子さまの保育料は無料となります。(※行事費や教材費、主食費などは別途発生します。)

0歳から2歳(4月1日時点)のお子さんの保育料について

0歳～2歳のお子さまの保育料は、原則お父さまとお母さまの「市町村民税課税額」に応じて決まります。
4月～8月分の保育料は前々年所得、9月～3月分は前年所得で決定します。

階 層	区 分		3歳未満児(4/1 時点)	
			保育 標準時間 (11 時間)	保育 短時間 (8 時間)
第 1	生活保護法による被保護世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3	市町村民税均等割のみの世帯		13,650 (0)	9,920 (0)
第 4	市 町 村 民 税 の 所 得 割 額 が い ず れ か の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	48,600 円未満	16,570 (0)	12,050 (0)
第 5		48,600 円以上 69,000 円未満	24,000 (0)	17,450 (0)
第 6		69,000 円以上 77,101 円未満	27,000 (0)	19,630 (0)
		77,101 円以上 84,000 円未満	27,000	19,630
第 7		84,000 円以上 114,000 円未満	28,500	20,720
第 8		114,000 円以上 146,000 円未満	30,000	21,810
第 9		146,000 円以上 193,000 円未満	37,820	27,500
第10		193,000 円以上 229,000 円未満	44,500	32,360
第11		229,000 円以上 331,000 円未満	61,000	44,360
第12		331,000 円以上	80,000	58,180

保育料の軽減について(多子世帯・ひとり親世帯など)

- ()内の金額はひとり親世帯・障がい児のいる世帯の金額です。
- 第2子(3歳未満)のお子さまは「半額」、第3子以降(3歳未満)のお子さまは「無料」となります。
- 市町村民税所得割額が 169,000 円未満の世帯は、第2子以降の3歳未満のお子さまが「無料」となります。

第7章:保育施設を選ぶ

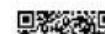
芽室町には、お子さまをお預かりするいくつかの種類の施設があります。ご家庭のニーズに合った施設をお選びください。

保育施設の種類

- **認可保育所**: 就労などの理由で、ご家庭で保育ができないお子さまをお預かりする施設です。
- **認定こども園**: 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
- **小規模保育事業所**: 少人数(定員 19 人以下)で、0 歳～2 歳児のお子さまをお預かりする施設です。
- **認可外保育所(へき地保育所)**: 交通条件等に恵まれない地域において、お子さまをお預かりする施設です。

社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろかしわ保育園				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2688	・一時預かり事業（一般型）実施施設 ・こども誰でも通園制度実施施設 ・実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）			
郵便番号	082-0014	住 所	東4条5丁目2番地				
保育年齢	6か月～	全体定員	200名				

社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろてつなん保育所				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30~18:30	7:30~18:00	~19:00	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2249	・「病後児保育室おひさま」病後児保育実施施設 ・「芽室町子育て支援センターげんき」併設 ・実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）			
郵便番号	082-0062	住 所	西2条南6丁目1番地				
保育年齢	6か月～	全体定員	120名				

芽室町 ひだまり保育所				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30~18:30	7:30~18:00	~19:00	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-9930	・芽室南小学校区の優先受け入れ ・「みなみっこ児童館」併設 ・広域入所児童受入施設（要協議） ・実費徴収あり（詳細は入所前面談にて説明）			
郵便番号	082-0081	住 所	新生南6線25番地1				
保育年齢	6か月～	全体定員	50名				

学校法人 十勝立正学園 幼稚園型認定こども園 芽室幼稚園				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	認定こども園	電話番号	0155-62-2049	・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ・こども誰でも通園制度実施施設 ・地域開放、未就園児クラブ実施 ・実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）			
郵便番号	082-0016	住 所	東6条3丁目2番地				
保育年齢	1歳児～	全体定員	90名（保育利用）				

株式会社 百治 家庭保育園トムテのいえ				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30~18:30	7:30~18:30	~19:30	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	小規模保育施設	電話番号	0155-67-6955		・0～2歳児のみの保育。 ・認可外保育（実費）実施施設 ・実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）		
郵便番号	082-0061	住 所	西1条南4丁目2番地				
保育年齢	6か月～	全体定員	19名				

芽室町 上美生保育所				保育時間		延長保育	
				平日	土曜日	平日	土曜日
				7:30~18:30	7:30~18:00	~19:00	—
				その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
施設区分	へき地保育所	電話番号	0155-62-9733 (子育て支援課)	・上美生農村環境改善センター内に設置 ・認可外保育施設 ・実費徴収あり（詳細は入所前面談にて説明）			
郵便番号	082-0384	住 所	上美生4線34番地				
保育年齢	満2歳~	全体定員	50名				

第8章:よくある質問(Q&A)

保護者の皆さまからよくいただくご質問にお答えします。

Q. 入所希望施設は第3希望まで書いた方がよいですか？

A. はい、できるだけ第3希望までご記入ください。お申し込みが定員を超過し選考となった結果、第1希望以外の施設をご案内する場合があります。

Q. 出生前に入所申込みすることは可能ですか？

A. はい、可能です。保育の必要性事由が確認できる場合（産前産後・育児休業中を含みます）を条件に受付いたします。令和9年9月までの入所を希望の場合は第1次選考、令和9年10月以降の入所を希望の場合は第2次選考となります。

Q. きょうだいで同時に申込む場合、申請書は1枚でよいですか？

A. いいえ、お子さまお一人につき1枚の申請書が必要となります。

Q. 施設の見学は可能ですか？

A. 施設によって対応が異なります。見学をご希望の場合は、各施設へ直接お電話等でご相談ください。

Q. 子どもに特別な配慮や支援が必要な場合はどうすればよいですか？

A. 施設での保育士の配置や、ご家庭との関係づくりが大変重要になります。事前にお気軽にご相談ください。

第9章:困ったときの相談窓口

初めての保育所探しやお手続きは、わからないことや不安なことがたくさんあるかと思います。どんなに小さなことでも構いません。迷ったときや困ったときは、どうぞいつでもお気軽にわたしたちにご相談ください。

【お問い合わせ・ご提出先】 芽室町 子育て支援課 児童係

- **お電話:** 0155-62-9733
- **受付時間:** 平日 8時45分～17時30分（土・日・祝日はお休みです）
- **窓口の場所:** 芽室町東2条2丁目14番地 役場庁舎1階西側4番窓口
- **郵送先:** 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 子育て支援課 児童係 あて